

小牧市教員の多忙化解消推進委員会設置要綱

〔令和2年6月3日〕
〔2小教学第422号〕

(設置)

第1条 小牧市立小学校及び小牧市立中学校（以下「小中学校」という。）に勤務する教員の多忙化の解消を図るため、小牧市教員の多忙化解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小牧市教員の多忙化解消プランの見直し及び進捗管理に関すること。
- (2) 小中学校の教員の勤務実態の把握に関すること。
- (3) 小中学校の教員の多忙化を解消するための具体的な取組に関するこ
と。
- (4) その他小中学校の教員の多忙化の解消の推進に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、小牧市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 小中学校の児童生徒の保護者
- (4) 小牧市立学校地域コーディネーター
- (5) 小中学校の校長
- (6) 小中学校の教員（前号に規定する者を除く。）
- (7) その他小牧市教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の末尾までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退
いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれ
を定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月3日から施行する。